

私立学校修学旅行キャンセル料等支援費補助金交付要綱

(目的)

第1 新型コロナウイルス感染症の影響により修学旅行を中止又は延期する場合に発生するキャンセル料等及びその他の費用について、保護者の経済的な負担を軽減するため、学校設置者がキャンセル料等及びその他の費用を補助する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (2) 修学旅行 学習指導要領の特別活動に位置づけられており、宿泊を伴うものをいう。
- (3) 学校設置者 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人又は同法第64条第4項に規定する法人であって小学校、中学校、高等学校、特別支援学校又は専修学校（高等課程）を設置するものをいう。
- (4) キャンセル料等 修学旅行を中止又は延期した場合に旅行会社に支払うキャンセル料及び手数料その他の修学旅行を中止又は延期したことにより取り消しができず発生したチケット代等の実費相当額をいう。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第3 第1に規定する経費及びこれに対する補助額は、次のとおりとする。

経 費	補 助 額
<p><u>令和3年4月1日から令和4年3月15日までに実施を予定していた修学旅行に係る次に掲げる経費</u></p> <p>(1) 修学旅行開始前のキャンセル料等</p> <p>ア 新型コロナウイルス感染症の影響により学校設置者が修学旅行を中止又は延期したことにより発生したキャンセル料等について、学校設置者が保護者に代わって旅行会社に支払う経費又は保護者に対して補助する経費</p> <p>イ 修学旅行の参加予定者が新型コロナウイルス感</p>	当該事業を行う場合に要する経費の10分の10に相当する額以内の額

<p>染症に罹患した等により、学校設置者が当該参加予定者を修学旅行に参加させないこととした場合（知事が適当と認める場合に限る。）に発生したキャンセル料等について、学校設置者が保護者に代わって旅行会社に支払う経費又は保護者に対して補助する経費</p> <p>(2) 修学旅行開始後の旅行代金相当額等</p> <p>ア 新型コロナウイルス感染症の影響により修学旅行開始後に学校設置者が修学旅行を中止した場合において、旅行会社に支払う旅行代金のうち学校設置者が保護者に代わって旅行会社に支払う経費又は保護者に対して補助する経費（別に定める方法により算定された額を上限とする。）</p> <p>イ 修学旅行の参加者が新型コロナウイルス感染症に罹患した等により、修学旅行開始後に学校設置者が当該参加者を修学旅行に参加させないこととした場合（知事が適当と認める場合に限る。）において、旅行会社に支払う旅行代金のうち学校設置者が保護者に代わって旅行会社に支払う経費又は保護者に対して補助する経費（別に定める方法により算定された額を上限とする。）</p>	
---	--

(申請の取下期日)

第4 規則第8条に規定する申請の取下げ期日は、補助金交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(立入検査等)

第5 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において、当該補助金の交付に当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該補助金の交付を受ける者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を附さなければならない。

3 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合におい

て、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を附さなければならない。

(書類の整備等)

第6 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第7 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月18日から施行し、令和2年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月14日から施行し、令和3年度の補助金に適用する。

別表 (第7関係)

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	私立学校修学旅行キャンセル料等支援費補助金交付申請書	第1号	1部	別に定める。
	1 事業計画書	第2号	1部	
	2 その他知事等が必要と認める書類		1部	
規則第13条第1項の規定による書類	私立学校修学旅行キャンセル料等支援費補助金請求書	第3号	1部	別に定める。
	1 事業実績書	第2号	1部	
	2 その他知事等が必要と認める書類		1部	